

埼玉支部規約

平成22年	3月	3日	制 定
平成23年	4月	20日	改 訂
平成24年	4月	25日	改 訂
平成25年	4月	24日	改 訂
平成26年	4月	23日	改 訂
平成27年	4月	22日	改 訂
令和元年	7月	1日	改 訂
令和2年	12月	18日	改 訂
令和4年	5月	19日	改 訂

(制定の目的)

この規約は、「支部に関する規則」第9条に基づき、本支部の運営に関し必要な事項を定めることを目的として制定する。

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本支部は、公益社団法人東京電気管理技術者協会（以下「本会」という。）埼玉支部（以下「支部」という。）と称する。

(事務所)

第2条 支部の事務所は埼玉県さいたま市内に置く。

(目 的)

第3条 支部は、「支部に関する規則」第2条第2項の地域内において、本会の定款第5条及び第6条に定める事業を、本会の事業計画に則り、的確に遂行することを目的とする。

第2章 会員と組織

(支部の構成員)

第4条 支部の構成員（以下「構成員」という。）は、「支部に関する規則」第3条により、支部に所属する通常会員とする。

(組 織)

第5条 支部の事業を円滑に運営するために、次の地区を置く。

浦和・川口地区、大宮地区、所沢地区、志木地区、川越地区、
上尾地区、熊谷地区、越谷地区

- 2 地区の設置及び廃止については、全体会議の承認を得て、これを定め、本会会長に報告するものとする。
- 3 地区の区域や運営等に関し必要な事項は、事業運営会の承認を得て、これを定め、本会会長に報告するものとする。

第3章 役職者

(種 別)

第6条 支部に、次の役職者を置く。

支部長 1名、 副支部長 3名、 幹事 4名、
地区長 8名、 事業監査委員 2名

- 2 事業監査委員は、他の役職を兼ねることができない。

(選 任)

第7条 支部は、全体会議で構成員の中から支部長候補者及び事業監査委員候補者を選出し、本会に改選期の4月末までに推薦する。なお、本会の役員は、支部長及び事業監査委員を兼ねることはできない。

- 2 その他の役職者は、全体会議で構成員の中から選出し、副支部長、幹事、地区長は支部長が委嘱する。
- 3 全体会議が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため役職者を緊急に選任する必要があるときは、事業運営会が選出することができる。この場合は、当該事業運営会開催後最初に開催する全体会議に報告をしなければならない。
- 4 定款第57条に基づく委員会（以下「本部委員会」という。）（役員候補者推薦委員会は除く。）委員は、本会の要請に応じて、事業運営会で選出し、本会に推薦する。

(解 任)

第8条 役職者（支部長、事業監査委員を除く。）が、次の各号の一に該当するときは、全体会議の決議によって、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役職者たるにふさわしくない行為が認められるとき

(任 期)

第9条 役職者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第7条第3項により補充、増員された役職者の任期は、前項の規定にかかわらず前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役職者は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職 務)

第10条 支部長は、支部を代表し、支部の会務を総括し、業務の遂行責任を負う。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時は、その職務を代行する。

3 幹事は、支部長、副支部長、地区長とともに事業運営会を構成し、事業の実施に関し、審議、検討、調整するとともに、事業運営会の定めるところにより、支部の会務を分担処理する。

4 地区長は、支部長、副支部長、幹事とともに事業運営会を構成し、事業の実施に関し、審議、検討、調整する。

5 地区長は、前項に定めるもののほか、地区の業務を責任処理し、支部と会員間の連絡や意見調整に当たる。

6 事業監査委員は、事業運営会に出席し、意見を述べるとともに、支部の監査を行い、その結果を会長及び全体会議に報告する。

(役職者の報酬)

第11条 役職者には、その職務の対価として「支部に関する規則」第7条に基づき、理事会が定めた額の報酬を支給することができる。

(参 与)

第12条 支部に、若干名の参与を置くことができる。

2 参与は、事業運営会の推薦により、支部長が委嘱する。

3 第9条第1項及び第2項の規定は、参与に準用する。

4 参与は、支部長の諮問に答え、また、事業運営会に出席し意見を述べることができる。

5 参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第4章 会 議

(種 別)

第13条 支部の会議は、全体会議、事業運営会、地区例会とする。

(全体会議)

第14条 全体会議は、すべての構成員をもって、構成する。

- 2 全体会議は、通常全体会議及び臨時全体会議とする。
- 3 通常全体会議は、毎事業年度終了後1ヶ月以内に開催する。
- 4 通常全体会議は、支部に関する第1号及び第4号から第6号については、審議、承認し、第2号及び第3号については、報告を受ける。
 - (1) 支部規約の制定
 - (2) 事業報告書
 - (3) 事業計画書及び収支予算書
 - (4) 支部長候補者及び事業監査委員候補者の選出
 - (5) 前(4)以外の役職者の選出
 - (6) その他事業運営会において必要と認めた事項
- 5 臨時全体会議は、次の各一号に該当するとき開催する。
 - (1) 事業運営会が必要と認めたとき
 - (2) 構成員の5分の1以上から支部長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があったとき
- 6 全体会議の議長は、出席した構成員の中から、その全体会議で、選出する。
- 7 書記は、議長が全体会議に出席した構成員のうちから指名する。
- 8 全体会議は、事業運営会の承認を得て、支部長が招集する。
- 9 全体会議を招集するときは、日時、場所及び会議の目的たる事項とその内容を示した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 10 支部長は、第5項第2号の請求があったときは、その日から6週間以内に臨時全体会議を招集しなければならない。

(成 立)

第15条 全体会議は、構成員の過半数の出席で成立する。

- 2 全体会議に出席できない構成員は、その議決権の行使を他の出席構成員に委任することができる。その場合は、委任した者は、出席した者とみなす。
- 3 全体会議は、出席構成員の過半数の同意により決定する。

(事業運営会)

第16条 事業運営会は、支部長、副支部長、幹事及び地区長をもって構成

し、過半数の出席をもって成立する。

- 2 事業運営会には、代理出席は認めない。ただし、地区長については、この限りでない。
- 3 事業運営会は、原則として、毎月1回開催する。ただし、必要に応じて随時開催することを妨げない。
- 4 事業運営会は、支部長が招集する。
- 5 事業運営会の議長は、支部長がこれにあたる。
- 6 事業運営会の議事は、出席構成員の過半数の同意でこれを決定する。
- 7 事業運営会は、この規約に定めるもののほか、支部の業務を行うため必要な事項について、審議し、決定する。
- 8 構成員で本会の役員又は本部委員会等（役員候補者推薦委員会は除く。）委員は、議長の求めに応じ事業運営会に出席し、意見を述べるとともに、本会の会議等の経過を報告する。

（地区例会）

第17条 地区例会は、地区に所属するすべての構成員をもって、構成する。

- 2 地区例会は、原則として、毎月1回開催する。
- 3 地区例会は、地区長が招集する。
- 4 地区例会においては、事業運営会で報告のあった事項及び周知依頼のあった事項の伝達、その他の各種情報の伝達、会員からの意見の収集及び本会への具申事項の検討、専門的技術向上や使用合理化等に関する研修等を行う。

（議事録）

第18条 全体会議及び事業運営会の議事については、次の事項を議事録に記載しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の数、事業運営会の場合は、事業運営会を構成する者の数
 - (3) 出席構成員の数（委任状を含む。）、事業運営会の場合は、出席した事業運営会を構成する者の数（地区長の場合は、代理出席者の数も含む）
 - (4) 会議の目的である事項
 - (5) 議事の経過の概要及び会議の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 全体会議及び事業運営会の議事録には、議長及び会議で選出した出席構成員2名が署名押印するものとする。

- 3 全体会議及び事業運営会の議事録は、5年間支部の事務所に備え置かなければならない。
- 4 その他の会議については、議事の経過の概要及び会議の結果についての議事録を作成する。

第5章 事業年度および会計

(事業年度)

第19条 支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第20条 支部長は、毎事業年度2月末までに、事業運営会の承認を得て、次年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、本会に報告するものとする。

- 2 支部長は、本会に報告した事業計画書及び収支予算書を全体会議に報告しなければならない。

(事業報告及び決算報告)

第21条 支部長は、毎事業年度終了後遅滞なく、事業報告書を作成し、事業監査委員の監査を受けた上で、事業運営会の承認を得て、通常全体会議に提出し、その内容を報告しなければならない。

- 2 前項に掲げる書類については、毎年4月末日までに本会会長に報告しなければならない。

(会計)

第22条 支部の経費は、交付金をもって支弁する。

- 2 支部の経費の管理及び運用について必要な事項は、事業運営会の承認を得て、これを定め、本会会長に報告するものとする。

第6章 補則

(委員会)

第23条 支部の事業の円滑な遂行を図るため、事業運営会の承認を得て、委員会を設けることができる。

- 2 委員会の委員は、構成員及び必要に応じて学識経験者のうちから事業運営会が選出し、支部長が委嘱する。
- 3 委員会の構成、任務及び運営に関し必要な事項は、事業運営会の承認を得るものとする。

認を得て、別に定める。

(事務局)

- 第 24 条 支部に事務を処理するため事務局を置くことができる。
- 2 事務局には、所要の事務職員を置くことができる。
 - 3 事務職員は、事業運営会の承認を得て、支部長が任免する。

(規約の変更)

- 第 25 条 この規約を変更する場合は、全体会議の承認を得て、これを定め、
本会業務運営会議の承認を得なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本会の指示による変更は、全体会議の承認は要しない。

(委 任)

- 第 26 条 この規約の実施に関し必要な事項は、事業運営会の承認を得て、これを定め、本会会長に報告するものとする。

附 則

1. 本規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
3. 本規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
4. 本規約は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
5. 本規約は、令和 4 年 5 月 19 日から施行する。